

平成二十六年七月三日付け広島県報（号外）第五十六号に登載の広島県規則第五十二号（広島県税規則等の一部を改正する規則）の一部を次のように訂正する。

総務局税務課長

ページ	誤	正
一〇	第88条第1項 第70条第1項において準用する同法 第71条第1項において準用する同法 第72条第1項	第88条第1項 第70条第1項において準用する同法 第71条第1項において準用する同法 第72条第1項 国税徴収法